

「会計」と聞くと、とても厳格なイメージを持っている方も多いのではないのでしょうか。確かに、会計期間における損益計算や簿価の修正など、いつも厳密な処理を求められる印象があることから“難しいもの”というイメージを持たれるようになってしまったのかもしれませんが。今回はこの点に関する皆様の誤解を解くことに挑戦してみようと思います。

1 会計の原則

社会福祉法人会計基準（以下「会計基準」と言います。）に限らず、世の中の会計処理に共通する考え方に「会計の原則」があります。会計の原則について、会計基準には次のように記載されています。

〈社会福祉法人会計基準〉
（会計原則）

- 第2条 社会福祉法人は、次に掲げる原則に従って、会計処理を行い、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を作成しなければならない。
- 一 計算書類は、資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示すること。
 - 二 計算書類は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成すること。
 - 三 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。
 - 四 重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができること。

第一号は「真実性の原則」と「明瞭性の原則」について述べたもので、計算書類には真実をわかりやすく記載することを求めたものです。第二号は「正規の簿記の原則」について述べたもので、会計処理は複式簿記によって行うことを求めています。第三号は「継続性の原則」について述べたもので、一度採用した処理方針はみだりに変更することなく、継続して適用することを求めたものです。そして第四号は「重要性の原則」に関するもので、重要性の乏しい場合には必ずしも厳密な処理方法を適用する必要がないことを述べています。会計処理は、これらの会計の原則を遵守しながら進めます。

2 重要性の原則

真実性、明瞭性、正規の簿記などの原則は守る原則を定めたものですが、重要性の原則は少し性格が異なります。

〈社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い〉

- 1 重要性の原則の適用について
重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。
 - (1) 消耗品、貯蔵品等のうち、重要性が乏しいものについては、その買入時又は払出時に費用として処理する方法を採用することができる。
 - (2) 保険料、賃借料、受取利息配当金、借入金利息、法人税等にかかる前払金、未払金、未収金、前受金等のうち重要性の乏しいもの、または毎会計年度経常的に発生しその発生額が少額なものについては、前払金、未払金、未収金、前受金等を計上しないことができる。
 - (3) 引当金のうち、重要性の乏しいものについては、これを計上しないことができる。
 - (4) ～ (6) 省略

例えば郵便切手をまとめ買った時、通常は一括して通信運搬費などの費用として処理するでしょう。郵便切手は切手を貼って郵便ポストに投函した時に初めて通信運搬費になりますが、購入時点ではまだ切手を使用していないので、切手という資産が増加したに過ぎません。このような場合には購入時に通信運搬費とせず資産の取得として処理し、切手を使用する都度、通信運搬費に振り替えるというのが厳密な意味では正しい処理です。

このような切手や消耗品等の資産を「棚卸資産」と言い、一般に切手などは「貯蔵品」という勘定科目で表現します。棚卸資産として会計基準には、他にも「給食用材料」や「医薬品」などが設けられています。

同様の処理は本来、紙おむつなどの保育材料費、食材などの給食費などのほか、コピー用紙などの事務消耗品費等についても行うのが正しいのですが、消耗品の使用状況をすべて管理することは不可能です。そのため会計では、重要性の低いもの（金額が僅少なものや、毎期決算時に継続して同量程度が残留するものなど）は厳格な処理を行わず、簡便な処理で済ませることを認めています。「運用上の取り扱い」1 (1) の“買入時又は払出時に費用として

処理する”という記述は、このような場合のことで
す。なお、重要性の原則によって簡便な処理方法を
選択しても、正規の簿記の原則には反しません。

3 棚卸資産の会計処理

重要性の原則に基づいて、購入時に全額費用とし
て処理したにもかかわらず、年度末の業務終了時に
残った消耗品等は未使用なので費用にはできません。
そのためすでに費用として処理していた額から
差し引き、棚卸資産としてB/Sに表示します。そ
して翌年度期首に改めて費用に振り替えることで、
翌年度の費用とすることが可能となります。

期末に棚卸資産として残留したものの仕訳を行う
には、その価値を金額で表す必要があります。切手
や収入印紙は購入金額や額面金額をそのまま価値と
考えることができますが、消耗品等は購入したお店
や時期によって金額が変化し、どれを、いつ、いく
らで買ったかを個別に管理することは困難です。そ
のため、一定の方法で棚卸資産の額を算定します。

この額を算定する方法には「低価法」と「原価法」
があり、帳簿価額を評価額とする「原価法」に適用
する簿価は、下記のような方法から選択して適用し
ます。通常は棚卸しを行っていない法人でも、会計
処理が必要になることはあり得ますので、経理規程
における定めは必要です。そうであっても簡便に処理
することができるように、経理規程の規定を必要に
応じて見直しておくといよいでしょう。

■棚卸資産の帳簿価額の計算方法の例

- 【個別法】個々の取得価額で評価する方法
- 【先入先出法】先に購入したものから先に使用したと考
えて評価する方法
- 【総平均法】期首の棚卸資産の取得価額総額と期中に取得
した棚卸資産の取得価額総額との合計額から
平均単価を算出して評価する方法
- 【移動平均法】棚卸資産取得の都度、有する棚卸資産と新規
取得の棚卸資産との平均単価を算出して評価
する方法
- 【最終仕入原価法】期末にもっとも近い時点で取得した単価
で評価する方法

実際の処理では、次のような仕訳を行います。

- 【例】切手 50,000 円分を購入し、全額を通信運搬費として処
理していた。
- ① 期末に確認したところ 15,000 円分が残っていたので、貯
蔵品とした。
借方：貯蔵品 15,000 円／貸方：通信運搬費 15,000 円
 - ② 翌年度期首に、①の切手の棚卸分を費用に振り替えた。
借方：通信運搬費 15,000 円／貸方：貯蔵品 15,000 円

なお、棚卸資産のうち「貯蔵品」に限り、支払資
金の範囲に含まれます。

4 重要性の判断基準

重要性があるか否かの判断基準は、民間企業等に
おける会計でも会計基準でも特に定められておら
ず、法人が主体的に判断します。しかし法人の判断
でよいとは言っても、これを濫用して重要な取引ま
でも簡便な処理を行うことは避けなければなりません。
例えば紙オムツをまとめて購入する場合、通常
の決算では棚卸しの処理は行わないでしょう。しか
し何らかの理由で大量に購入してしまい、3月31
日の時点でその大部分が未使用のまま残ってしまっ
たら、棚卸しの処理を行う必要があります。通常と
は明らかに異なる状況で、それを消費するのにある
程度の時間が必要となる場合には“重要性が乏しい”
とは言えないからです。

また「誤った処理」は「簡便な処理」とは違うとい
うことにも注意が必要です。例えば、取得価額
10万円未満の物品に対して減価償却を行わないこ
とは「簡便な処理」の一例ですが、ネットのサイト
でまとめて購入した事務用品に含まれる10万円以
上の物品に減価償却を行わないことは「誤った処理」
です。このような場合に“法人が重要性が乏しいと
判断したから減価償却を行う必要がない”という主
張は許されません。判断に当たっては、1単位当
たりの単価が小さいなど、そのもの自体の絶対的な額
の重要性による判断と、全体の何%に満たない、な
どのように相対的な額の割合による量的な判断のほ
か、質的な重要性も勘案する必要があります。

会計は“杜撰^{ずさん}”という意味の“いい加減”ではな
く、“ちょうどいい加減”で処理を行うものだと
言えるのかもしれないね。

*お詫びと補足

第6回で扱った寄附金の会計処理について、施設整
備等に係る寄附金を受領した際に基本金組入れの対象
となるのは、法人設立や施設の創設、既存建物の増築
などに関するものに限られ、改築・建替えに係るもの
は対象となりません。誤解を招く可能性のある表記が
ありましたので、お詫びのうえ補足して訂正させてい
たきます。